

1. 総則

番号	取扱い
1 - 1	壁の大規模な修繕・模様替における過半の算定について

主要構造部である壁とは、外壁、防火上主要な間仕切壁及び防火区画の壁をいう。
その全体の過半の修繕・模様替えをする場合は、法第2条第14号及び第15号に規定する大規模な修繕・模様替に該当する。

関係
法令等

法第2条第14号、法第2条第15号、昭29.4.1 住指発461